

証券検査に関する基本指針一部改正(案)新旧対照表

現行	改正(案)
<p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の使命</p> <p>証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先(次の「<u>2. 検査対象先</u>」に掲げる者。)の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣(金融庁長官)に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局。)へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。</p>	<p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の使命と基本原則</p> <p>証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先(別紙「<u>検査対象先</u>」のとおり)の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣(金融庁長官)に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局。)へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。</p> <p><u>近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システムリスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の規模・特性を勘案した、木目細かな検査対応を行うことにより、検査の効率性、実効性をより高めて行く必要がある。また、法令等違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、それぞれの規模・特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。</u></p> <p><u>こうした考えのもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を行うためには、業者の規模・特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法(基本原則)に留意して行う必要がある。</u></p> <p>(証券検査の目的)</p> <p>① <u>証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的とするものである。</u></p> <p>② <u>証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢及びリスク管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。</u></p> <p>(注)「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク</p>

2. 検査対象先

(略)

3. 検査官の心構え

(1)～(2) (略)

(新設)

(3) 信用保持
(略)

(4) 実態の把握
(略)

(5) 自己研さん
(略)

4. 関係部局との連携等

管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、システム・リスク等に係る管理態勢を指す。

③ 証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(証券検査の方法)

① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。

② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めることとする。

③ 証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。

④ 証券検査は、証券監督行政と十分連携して行うこととする。

((別紙)として最後尾へ)

2. 検査官の心構え

(1)～(2) (略)

(3) 適正な手続きの遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適正な手続きに基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査業務を遂行しなければならない。

(4) 信用保持
(略)

(5) 実態の把握
(略)

(6) 自己研さん
(略)

3. 関係部局との連携等

(略)

5. 自主規制機関との情報交換等

(1)～(2)(略)

II 検査実施の手続等

1 (略)

(新設)

(略)

4. 自主規制機関との情報交換等

(1)～(2)(略)

II 検査実施の手続等

1 (略)

2. 検査実施計画の策定

(1) 検査実施計画の策定

証券監視委事務局及び財務局等は、「検査基本方針」及び「検査基本計画」に基づき、「検査実施計画」を策定する。「検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針や経済環境及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする。また、テーマ別特別検査の必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等から想定されるリスクの程度を基に選定するなど、機械的な選定にならないようにするとともに、選定理由や着眼等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

2. 検査の種類

検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

(2) 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(新設)

(2) 支店単独検査

原則として本店等検査実施後相当期間経過した検査対象先の支店等の中から、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるもの、あるいは検査実績等を考慮して対象を選定するものとする。

(3) グループ体型の検査実施計画の策定

「検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ体型の「検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査に関する検査実施計画の策定

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配慮しつつ対象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委、財務局等が単独で、担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査の

3. 検査の方式

(略)

4. 検査予告

証券監視委及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。

5. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前日とする。

うち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局(財務局等にあつては、理財部又は財務部。以下同じ。)と時期を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

(略)

5. 検査予告

①原則として無予告で検査を行うものとする。

②予告検査の試行的実施

イ. 当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が、法令等遵守状況の検証だけでなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合においては、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施するものとする。

(注)「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、システム・リスク等に係る管理態勢を指す。

ロ. 予告は検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(8.(1)参照。)

主任検査官は、予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする。

(新設)

6. 検査実施の留意事項

(1) (略)

① 検査の権限及び目的

② 検査への協力依頼

(新設)

③ 検査モニターの概要

④ 意見申出制度の概要

⑤ その他必要な事項

(新設)

(新設)

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書は、証券監視委においては委員会名、財務局等においては財務局長等(財務局にあつては「財務局長」、財務支局にあつては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

(1) (略)

① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障とならない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)

② 検査への協力依頼

③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)

④ 検査モニターの概要

⑤ 意見申出制度の概要

⑥ 検査関係情報等の第三者への開示制限の概要

⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅲ 参考「2. 提出資料一覧」参照)

なお、予告検査の場合には、電話予告時に上記の①、②の項目の説明と検査着手日の伝達及び予告日以後の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うこととする。予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達することとする。それ以外の項目については、臨店初日までに説明することとする。

また、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

(2) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

(新設)

② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て検査を実施するよう努める。

(3) 検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的に検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、検査中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠規定

ニ. 発生原因及び責任の所在の解明

(2) 検査対象先の就業時間への配慮
(略)

(3) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、臨店検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努めるものとする。

ホ. 検査対象先の認識及び対応

(注)財務局等にあつては、審査係(各局の審査担当等を經由)と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票((11)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(4) 検査対象先の就業時間への配慮
(略)

(5) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的、効果的検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した検査の実施に努めるものとする。

① 臨店初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

② 臨店終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果判明した事実関係について、検査官としての事実認識及び評価(法令適用及び内部管理態勢等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付することとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票((11)①参照)で当該相違が明らか場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

(新設)

(4) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い
(略)

(5) ヒアリングの実施
(略)

(新設)

(新設)

(6) 事実及び経緯の記録

① 検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証書類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対

主任検査官は上記以外にも必要に応じて経営陣との意見交換を行い、検査の進捗状況や、検査対象先の検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も適宜行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

(6) 検査対象先への指示

検査官は、検査実施中、事実の解明又は認定に止めるものとし、その把握した事実に基づき検査官の私見によりその是非を述べ又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(7) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い
(略)

(8) ヒアリングの実施
(略)

(9) 検査対象先からの申し入れ等

検査官は、検査対象先から検査に関する申し入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申し入れ等について慎重な取扱いが必要と判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあっては証券取引等監視官)へ連絡するものとする。

(10) 計数等による実態把握

検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(11) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証書類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先役職員か

象先役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

② 主任検査官は必要に応じて、当該事実及び経緯を記載した書面に、検査対象先の認識について記載を求めるものとする。

(7) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとする。

(8) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(新設)

ら書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

①整理票

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて整理票を作成する。

②質問票

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて質問票を作成する。

(12) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。さらに、経営方針等との相互関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(13) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあつては証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査監理官は主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。)に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(14) 臨店検査期間の変更

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上臨店を終えるように努めることとす

(新設)

(新設)

7. 検査資料の徴求

(1)～(3)(略)

8. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

る。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては証券取引等監視官)にその旨報告し、期間の延長の是非について指示を受けることとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては証券取引等監視官)にその旨報告し、期間の短縮の是非について指示を受けることとする。証券検査監理官は臨店検査期間の変更の指示を行った場合は、速やかに証券検査課長にその旨報告するものとする。

(15) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認(反面調査)する必要があると判断した場合には、証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとする。

(16) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて審査係(財務局等にあつては各局の審査担当等を経由)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1)～(3)(略)

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) (略)

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の2つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、証券監視委事務局総務課長(以下「総務課長」という。)又は総務課長が指名する者とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. (略)

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては総務課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、総務課長あてに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から検査終了日(検査結果通知書交付日)の1月後(検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日)までとする。

③ (略)

9. 講評等

① 主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、臨店検査の終了時に、検査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無について確認するものとする。

② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付(アンケート方式)」の2つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部(事務局長、総務課長、証券検査課長等)とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. (略)

② 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙に記入し、電子メール又は郵送により送付。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査課長あてに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の10日目(土日祝日を除く)を目安とする。

③ (略)

11. 講評等

(削除)

① 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

イ. 検査で認められた事実のうち、法令等違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況(以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合にはその旨)を伝達する。

ロ. 上記イ.のうち、意見相違となっている事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

③ 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

④ 講評の際の出席者
(略)

⑤ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。

10. 意見申出制度

(略)

(1) (略)

(2) 意見申出制度の概要

①～③(略)

11. 検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委の議決後速やかに(財務局等にあつては財務局長等説明後速やかに)証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

(新設)

イ. 検査で認められた事実のうち、法令等違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況(以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合にはその旨)を伝達する。

ロ. 上記イ.のうち、意見相違となっている事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

② 主任検査官は、必要に応じ、講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

③ 講評の際の出席者
(略)

④ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により責任者に対して伝達する方法で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

(略)

(1) (略)

(2) 意見申出制度の概要

①～③(略)

13. 検査結果の通知

検査の結果については、証券監視委の議決後速やかに(財務局等にあつては財務局長等説明後速やかに)証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

12. 検査結果等の公表

(1)～(2) (略)

(新設)

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令違反事項等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局より監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1)～(2) (略)

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況や、次回の本店等検査の参考となるものを検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

実施に当たっては、連携する財務局等及び金融庁検査局と十分調整の上行うものとする。

なお、講評については、本店等主任検査官が臨店検査先店舗を総括して行うことから、本店等以外の臨店検査先店舗を担当した検査官は講評を行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

(4) 情報の管理

検査関係情報(注)及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、さらには検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取扱うこととする。

① 主任検査官は臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)の事前の承諾なく、検査・監督部局及び自主規制機関以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書に検査対象先の責任者から署名・捺印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合(今回検査に係る事項についての相談に限る。)は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、検査の実効性確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。

② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合(下記のような事例が想定される。)には、書面による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長(財務局等にあつては証券取引等監視官)は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断するものとする。

(検査対象先から申請が行われることが想定される事例)

- ・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- ・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示

(注)検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年7月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年7月3日から適用する。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年7月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年9月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年8月 11 日から適用する。

(新設)

(新設) (I 2. から移動)

(改正)

本指針は、平成 19 年9月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年8月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年〇月〇日から適用する。

IV 参考

1. 検査のイメージ図(別添のとおり)

2. 提出資料一覧(別添のとおり)

(別紙)

・検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び同条第 3 項)
- (2) 取引所取引許可業者(金融商品取引法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項)
- (3) 特例業務届出者(金融商品取引法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 金融商品仲介業者(金融商品取引法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項)
- (5) 認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項)
- (6) 認定金融商品取引業協会(金融商品取引法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び同条第 3 項)
- (7) 投資者保護基金(金融商品取引法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
- (8) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (9) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金融商品取引法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項)
- (10) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (11) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金融商品取引法第 106 条の 20、

第 194 条の 7 第 3 項)

- (12) 金融商品取引所持株会社(金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (13) 金融商品取引所(金融商品取引法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項)
- (14) 自主規制法人(金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項)
- (15) 外国金融商品取引所(金融商品取引法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び同条第 3 項)
- (16) 金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 証券金融会社(金融商品取引法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (19) 投資法人の設立企画人等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (20) 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (21) 投資法人の資産保管会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (22) 投資法人の執行役員等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (23) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項)
- (24) 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (25) 特定目的信託の原委託者(資産の流動化に関する法律第 286 条第 1 項において準用する第 209 条(第 217 条第 1 項)、第 290 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項)
- (26) 保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律第 8 条第 1 項、第 41 条の 2 第 2 項)
- (27) 振替機関(社債等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 136 条第 2 項)
- (28) その他、上記(1)から(27)までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

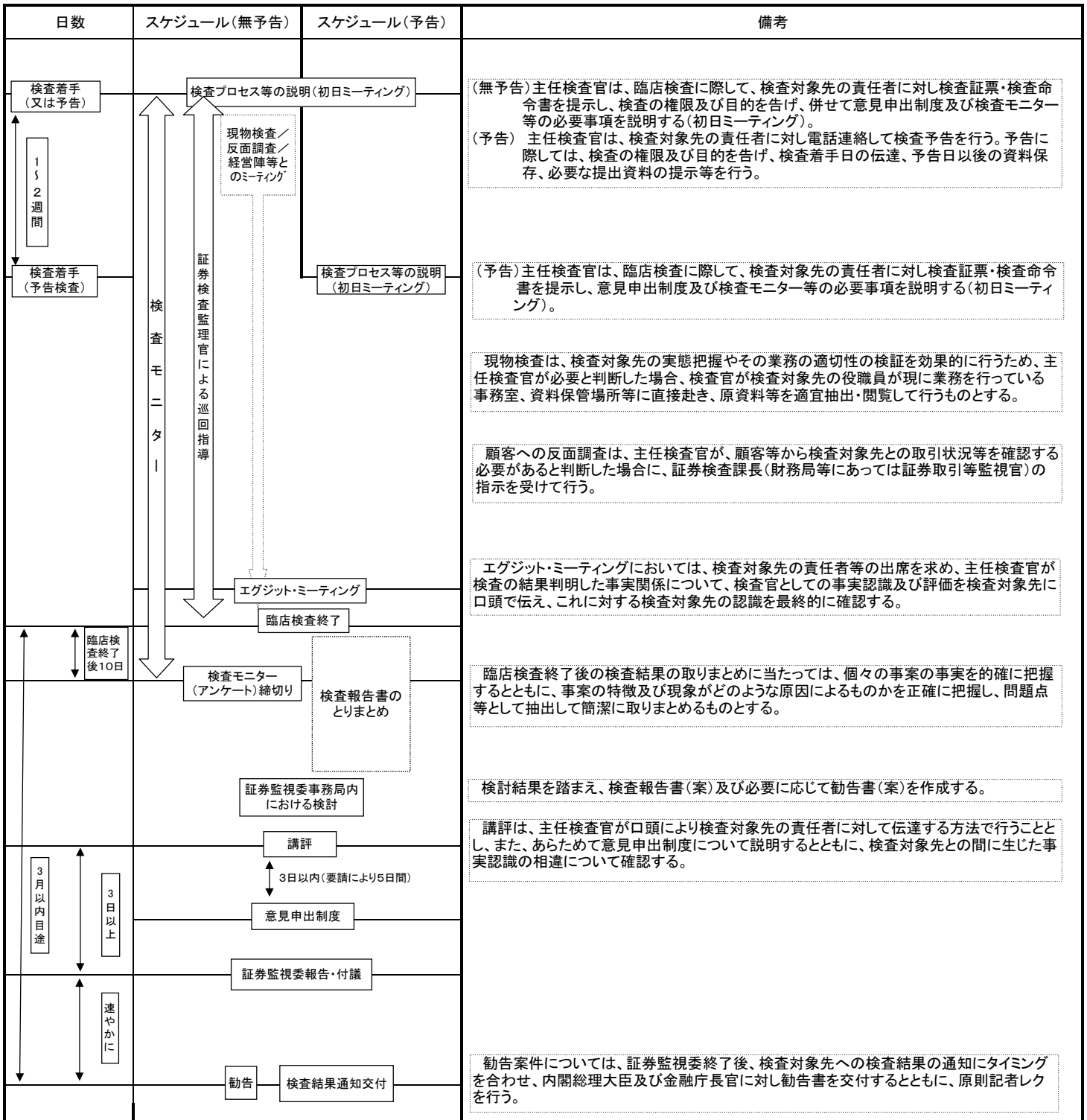
なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移

転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第6項第1号)
- ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第6項第2号)
- ハ. 証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関(犯罪収益移転防止法第14条第1項、第20条第7項(附則第5条により読替え))

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

IV 参考 1. イメージ図



IV 参考 2. 提出資料一覧

下記の資料は、臨店当初に依頼することとなる資料として標準的なものを業種毎に例示したものであり、実際の検査に際して下記以外の資料を求めることを妨げるものではない。また、検査の進捗に伴い追加的に資料の提出を依頼することを妨げるものではない。

第一種金融商品取引業者

【一般資料】

- 会社沿革
- 会社案内
- 組織図（各部門の業務内容・人員を含む）
- 配席図
- 営業店舗一覧
- グループ図
- 関係会社一覧
- 役員の状況（名簿、管掌、兼職等）
- 会社登記簿謄本
- 定款・組織規程・業務分掌規程
- 各種社内規程集
- 経営計画（経営上の課題と対応状況を含む）
- コンプライアンスマニュアル／業務マニュアル

【会議録資料】

- 会議、委員会資料一覧
- 社内稟議書
- 取締役会資料・議事録
- 役員会資料・議事録
- 監査役会資料・議事録
- 部店長会議資料・議事録
- 内部管理関係会議等資料・議事録

【法定帳簿等】

- 法定帳簿一覧表
- 注文伝票
- 顧客勘定元帳
- トレーディング商品勘定元帳

- 保護預り有価証券明細簿
- 日計表

【内部管理関係】

- 内部管理体制（内部管理統括責任者、補助責任者等の配置状況等）
- 証券事故関係
- 訴訟関係
- 過誤訂正処理関係
- 事務処理ミス関係
- 苦情処理関係
- 内部監査関係（システム監査含む）
- 外部監査関係（ " ）
- 自主規制機関検査
- 広告審査関係
- 社内処分関係
- 行政・自主規制機関への提出資料
- 内部管理統括責任者等の届出書
- 役職員・従業員外務員一覧
- 退職者・出向者リスト
- 従業員取引承認

【システム関係】

- システム計画・運営体制
- システム概要（機能・構成・配置）
- システム管理（企画・開発・運用）
- 障害管理・緊急時対応関係
- 外部委託関係

【財産経理関係】

- 事業報告書
- 決算状況表
- 今期の概況
- 税務申告書
- 経理関係補助簿

登録金融機関

【一般資料】

- 会社沿革
- 会社案内
- 組織図（各部門の業務内容・人員を含む）
- 配席図
- 営業店舗一覧
- グループ図
- 役員の状況（名簿、管掌、兼職等）
- 定款・組織規程・業務分掌規程
- 各種社内規程集
- 経営計画（経営上の課題と対応状況を含む）
- コンプライアンスマニュアル／業務マニュアル
- 事業報告書

【会議録資料】

- 会議、委員会資料一覧
- 社内稟議書
- 取締役会資料・議事録
- 役員会資料・議事録
- 監査役会資料・議事録
- 部店長会議資料・議事録
- 内部管理関係会議等資料・議事録

【法定帳簿等】

- 金融機関の証券業務に関する内閣府令に係る法定帳簿

【内部管理関係】

- 内部管理体制（内部管理統括責任者、補助責任者等の配置状況等）
- 証券事故関係
- 訴訟関係（証券業務に係るもの）
- 過誤訂正処理関係（証券業務に係るもの）
- 事務処理ミス関係（証券業務に係るもの）
- 苦情処理関係（証券業務に係るもの）
- 内部監査関係

- 自主規制機関検査
- 広告審査関係（証券業務に係るもの）
- 社内処分関係（証券業務に係るもの）
- 行政・自主規制機関への提出資料（証券業務に係るもの）
- 内部管理統括責任者等の届出書
- 外務員一覧
- 退職者・出向者リスト

【営業関係】

- 目論見書更新状況一覧表及び予定表
- 顧客別手数料一覧
- 投資信託銘柄別データ
- 銘柄別・支店別販売実績

投資運用業者（投資法人の資産運用会社を除く）

【一般資料】

- 会社沿革
- 会社案内
- 組織図（各部門の業務内容・人員を含む）
- 配席図
- グループ図
- 役員の状況（名簿、管掌、兼職等）
- 会社登記簿謄本
- 定款・組織規程・業務分掌規程
- 各種社内規程集
- 経営計画（経営上の課題と対応状況を含む）
- コンプライアンスマニュアル／業務マニュアル

【会議録資料】

- 会議、委員会資料一覧
- 社内稟議書
- 取締役会資料・議事録
- 役員会資料・議事録
- 監査役会資料・議事録
- 部店長会議資料・議事録
- 内部管理関係会議等資料・議事録

【法定帳簿等】

- 法定帳簿一覧表
- 法定書面の交付状況一覧表
- 日計表

【内部管理関係】

- 事故関係
- 訴訟関係
- 過誤訂正処理関係
- 事務処理ミス関係
- 苦情処理関係
- 内部監査関係（システム監査含む）

- 外部監査関係（ ” ）
- 社内処分関係
- 行政・自主規制機関への提出資料
- 投資顧問契約・投資一任契約変遷表
- 重要使用人一覧表
- 役職員一覧
- 退職者・出向者リスト

【ファンド関係】

- 公募・私募投信の一覧
- 公募・私募投信償還リスト・償還延長リスト
- 公募・私募投信の販売シェア一覧
- 公募・私募投信の信託報酬一覧
- 投資一任契約の一覧
- 助言契約の一覧
- 一任契約別運用状況表
- 投信・投資一任の担当 FM 一覧表
- ファンド間売買の状況表
- 利害関係人一覧表
- 利害関係人との取引一覧表
- 外部委託先一覧表
- ブローカーランキング表

【システム関係】

- システム計画・運営体制
- システム概要（機能・構成・配置）
- システム管理（企画・開発・運用）
- 障害管理・緊急時対応関係
- 外部委託関係

【財産経理関係】

- 事業報告書
- 決算状況表
- 今期の概況
- 税務申告書
- 経理関係補助簿

投資運用業者（投資法人の資産運用会社）

【一般資料】

- 会社沿革
- 会社案内
- 組織図（各部門の業務内容・人員を含む）
- 配席図
- グループ図
- 役員の状況（名簿、管掌、兼職等）
- 株主（投資主）の状況
- 定款・組織規程・業務分掌規程
- 各種社内規程集
- 経営計画（経営上の課題と対応状況を含む）
- コンプライアンスマニュアル／業務マニュアル

【会議録資料】

- 会議、委員会資料一覧
- 社内稟議書
- 取締役会資料・議事録
- 役員会資料・議事録
- 監査役会資料・議事録
- 内部管理関係会議等資料・議事録

【内部管理関係】

- 事故関係
- 訴訟関係
- 過誤訂正処理関係
- 事務処理ミス関係
- 苦情処理関係
- 内部監査関係
- 外部監査関係
- 社内処分関係
- 行政、自主規制機関への提出資料
- 委託契約書全般
- 利害関係者等の会社概要
- 取得物件一覧

- 物件取得先・譲渡先一覧
- 鑑定依頼先一覧
- プロパティ・マネジメント会社・ビル・メンテナンス会社の推移
- 重要事項説明書
- 役職員一覧
- 退職者・出向者リスト

投資助言・代理業者

【一般資料】

- 会社沿革
- 会社案内
- 組織図（各部門の業務内容・人員を含む）
- 配席図
- 役員の状況（名簿、管掌、兼職等）
- 会社登記簿謄本
- 定款・組織規程・業務分掌規程
- 各種社内規程集
- 経営計画（経営上の課題と対応状況を含む）
- コンプライアンスマニュアル／業務マニュアル

【会議録資料】

- 会議、委員会資料一覧
- 社内稟議書
- 取締役会資料・議事録
- 役員会資料・議事録
- 監査役会資料・議事録

【法定帳簿等】

- 法定帳簿一覧表
- 助言記録簿
- 法定書面
- 顧客台帳
- 会員区分別顧客一覧
- 日計表
- 投資顧問料の長期未収明細
- 大口顧客取引状況

【内部管理関係】

- クーリングオフ・契約解除の適用状況一覧
- 事故関係
- 訴訟関係
- 過誤訂正処理関係

- 事務処理ミス関係
- 苦情処理関係
- 内部監査関係
- 外部監査関係
- 役職員一覧
- 退職者・出向者リスト

【財産経理関係】

- 事業報告書
- 決算状況表
- 今期の概況
- 税務申告書
- 経理関係補助簿

第 平成 年 月 号
平 成 年 月 日

『 役 職 名 』 『 主任検査官名 』

検 査 命 令 書

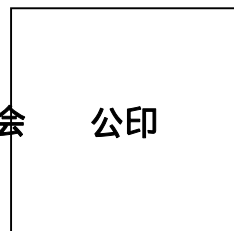
『 検査権限の条文 』

の規定に基づき

『 検査対象先名 』

の検査を命ずる。

証券取引等監視委員会 公印



「 整 理 票 」

番号 _____

依頼日 _____ (期限) _____
主任検査官 _____

(事実関係)	(事実関係に対する認識)
----------	----------------

回答日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

回答者 _____ 印

(様式 2)

質 問 票

番号 _____

依頼日 _____ (期限 _____)

担当検査官 _____

質 問 事 項	質 問 事 項 に 対 す る 回 答

回答日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

回答者： _____ 印

オフサイト検査モニター（アンケート方式）

検査先名（代表者名）	
主任検査官名	証券取引等監視委員会・ _____ 財務（支）局 主任検査官名 _____ 財務（支）局等が実施した検査については、財務（支）局名を明記してください。
検査運営	1．検査期間は、業務実態を検証するために妥当なものであったか。 1．妥当なものであった。 2．概ね妥当なものであった。 3．あまり妥当なものではなかった。 4．妥当なものではなかった。 選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。
	2．検査の時期は適切なものであったか。 1．適切なものであった。 2．概ね適切なものであった。 3．あまり適切なものではなかった。 4．適切なものではなかった。 選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。
	3．検査は、就業時間を考慮したものであったか。 1．考慮されたものであった。 2．概ね考慮されたものであった。 3．あまり考慮されていなかった。 4．考慮されていなかった。 選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

<p>検査予告 (無予告検査の場合は、回答不要です。)</p>	<p>4. 検査予告の実施は、検査の効率化に役立っているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役立っている。 2. 概ね役立っている。 3. あまり役立っていない。 4. 役立っていない。 <p>選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項(どのように役立ったか(役立たなかったか)具体的に記載願います。)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>5. 検査予告から臨店開始日までの準備期間は妥当なものであったか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 妥当なものであった。 2. 概ね妥当なものであった。 3. あまり妥当なものではなかった。 4. 妥当なものではなかった。 <p>選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>6. 検査予告の実施により、検査先において検査の実効性が損なわれるような行為は行われなかったか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 検査の実効性を損なうような行為は行われなかった。 2. 検査の実効性を損なうような行為が行われた。 <p>選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項(2の場合、具体的にどのような行為が行われたか記載願います。)</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>検査説明事項</p>	<p>7. 検査官からの検査に係る説明事項等(検査の権限及び目的、 検査への協力依頼、 検査モニターの概要、 意見申出制度の概要、 その他必要な事項)の説明について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 十分理解できた。 2. 概ね理解できた。 3. 一部で分かりにくいところもあった。 4. 分かりにくかった。 <p>選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

現物検査	<p>8．現物検査に当たっては、責任者等の立会いの下で行われていたか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．必ず立会いの下で行われた。 2．概ね立会いの下で行われた。 3．一部立会いの下で行われなかった。 4．立会いは行われなかった。 <p>選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
	<p>9．現物検査に当たって、必要に応じて職員の私物等を持ち出す場合、合意を求めるなど不快感を与えることなく適切に行っていたか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．適切であった。 2．概ね適切であった。 3．あまり適切ではなかった。 4．適切ではなかった。 <p>選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
資料の提出	<p>10．資料の提出方法について、既存資料の活用等による対応を行ったか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．適切な対応であった。 2．概ね適切な対応であった。 3．あまり適切な対応ではなかった。 4．適切な対応ではなかった。 <p>選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
	<p>11．提出期限の設定に当たっては、事務負担に配慮したものとなっていたか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．十分配慮したものであった。 2．概ね配慮したものであった。 3．一部で配慮されなかった。 4．配慮されなかった。 <p>選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

検査の執行状況等

12. 資料の作成範囲は、検査内容に応じたものであったか。

- 1. 全て検査内容に応じたものであった。
- 2. 概ね検査内容に応じたものであった。
- 3. 一部で検査内容に応じた内容ではなかった。
- 4. 検査内容に応じたものではなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

13. 実効性のある内部管理態勢の整備に向けた業者の自主的な取組みに資するような検査が行われていたか。

- 1. 行われていた。
- 2. 概ね行われていた。
- 3. あまり行われなかった。
- 4. 行われなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

14. 業者の規模・特性に応じた効率的な検査が行われていたか。

- 1. 行われていた。
- 2. 概ね行われていた。
- 3. あまり行われなかった。
- 4. 行われなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

15. 検査において重点を置かれた検証事項・範囲は適切であったか。

- 1. 適切であった。
- 2. 概ね適切であった。
- 3. あまり適切ではなかった。
- 4. 適切ではなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

16. 検査に当たって、検査マニュアルを機械的・画一的に運用していないか。

1. 実態を踏まえ、柔軟に対応していた。
2. 概ね実態を踏まえた対応であった。
3. 一部で機械的・画一的な運用が認められた。
4. 機械的・画一的な運用であった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

.....
.....

17. 検査に当たって、双方向の議論が十分に行われたか。

1. 十分議論が行われた。
2. 概ね議論が行われた。
3. 一部で議論が行われないところもあった。
4. 議論は行われなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

.....
.....

18. 検査期間中、検査官と経営陣とのミーティング（意見交換）は行われたか。

1. 適切な頻度で行われた。
2. 行われたが、もっと頻度を増やして欲しかった。
3. 行われたが、もっと頻度を減らして欲しかった。
4. 行われなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項（ミーティングの内容についても簡潔に記載願います。）

.....
.....

19. 検査官が検査で判明した問題点を伝える際には、その根拠（具体的な法令適用、具体的な内部管理態勢の不備）が示されたか。

1. 十分根拠等が示された。
2. 概ね根拠等が示された。
3. 一部で根拠等が示されないところもあった。
4. 根拠等は示されなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

.....
.....

20．前回検査や金融庁監督局（財務（支）局理財部）の考え方と比較して、検査内容・レベル、指摘の判断基準等において合理的でない目線の違いはなかったか。（初回検査の場合は、回答不要です）

- 1．同一の目線で検査が実施されていた。
- 2．概ね同一の目線で検査が実施された。
- 3．一部、合理的でない目線の違いが認められた。
- 4．全く異なる目線で検査が実施されていた。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

21．検査官の態度について

- 1．常に穏健冷静な態度であった。
- 2．概ね穏健冷静な態度であった。
- 3．一部で穏健冷静な態度ではなかった。
- 4．穏健冷静な態度ではなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

22．検査班は、検査を実施する上で十分な知識を有していたか。

- 1．十分有していた。
- 2．概ね有していた。
- 3．一部で有していなかった。
- 4．有していなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

23．検査班は、業者の特色、業務内容、リスク特性を理解した上で検査に臨んでいたか。

- 1．十分理解していた。
- 2．概ね理解していた。
- 3．あまり理解していなかった。
- 4．理解していなかった。

選択した理由について、特記すべき事項、又は、改善すべき事項。

質問表の感想	28.当該オフサイトモニターについてご意見をお聞かせください。
--------	---

<上記内容についての問合せ先>

部署名： 担当者名：

電話番号：

(注) 該当する番号に をして下さい。

- ・本アンケートは、適正な検査を確保するため、実施しております。是非、ご協力をお願いします。
- ・提出期間は、検査の臨店開始から臨店終了後 10 日目までの間(土日祝日を除く)を目安とします。
- ・必ずしも全ての質問項目に回答頂かなくても結構です。
- ・本アンケートに係る回答により、検査先が不利益を受けること等は一切ありません。
- ・検査先名、問合せ先は必ず記載願います。
- ・本アンケートの結果については、今後とりまとめを行って、その概要を公表することも検討しますが、その場合においても、本アンケート提出者の具体的名称を出すことはありません。
- ・付記意見欄には、事実関係などを含めて具体的な記入をお願いします。
- ・検査官個人への意見は、本制度の趣旨に反するため受け付けておりません。

(様式 5)

平成 年 月 日

証券取引等監視委員会事務局長 殿

申出者 (検査対象先代表者名) ㊞

意見申出書

平成 年 月 日を基準日として実施された今般の検査 (検査講評日 : 平成 年 月 日) において、検査官と当社との間において意見の相違が生じたので、意見申出制度に則り、別紙のとおり申し出いたします。

検査中の意見交換において検査官と検査対象先との間に意見相違が明らかな事項

事実関係	検査対象先の意見	検査官の意見

(様式6)

平成 年 月 日

証券取引等監視委員会事務局長 殿

申出者(検査対象先代表者名) ㊞

意見申出書の取り下げについて

平成 年 月 日を基準日として実施された今般の検査(検査講評日:平成 年 月 日)に関して、平成 年 月 日付で提出した意見申出書については、下記の理由により取り下げることとしたいので、当該意見申出書を返却願います。

記

取り下げ理由

(以上)

(様式7)

証監委第 号
平成 年 月 日

検査対象先名

代表取締役 殿

証券取引等監視委員会

委員長

公印

検査結果通知書

『通知文』

.....
.....
.....

(様式8)

平成 年 月 日

証券取引等監視委員会
事務局長 殿

検査先名
代表者名 印

承 諾 書

当社は、臨店検査に関する検査関係情報及び検査結果通知の内容について開示請求を受けた場合、当該検査関係情報及び検査結果通知の内容について、臨店終了前であれば主任検査官、臨店終了後であれば証券検査課長の事前の承諾なく、検査・監督部局及び自主規制機関以外の第三者に開示しないことを承諾する。

なお、「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査先の役職員等との間のやりとりの内容をいう。

(注)臨店期間中に、検査の実効性確保に支障を生じさせない限りにおいて、当社が法律上の守秘義務を負っている弁護士、会計士、不動産鑑定士と必要な相談を行う場合(今回検査に係る事項についての相談に限る。)には、原則として、主任検査官への事前の報告で足りるものとする。

以 上

(様式9 - 1)

平成 年 月 日

主任検査官
殿

検査先名
代表者名 印

検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書

当社に対する臨店検査に関する検査関係情報・検査結果通知の内容について、下記のとおり開示したいので、承諾願います。

なお、「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査先の役職員等との間のやりとりの内容をいう。

記

- 1 . 開示の目的
- 2 . 開示方法
- 3 . 開示対象者
- 4 . 開示対象者による情報流出を防止する措置の内容
(注) 例えば、開示対象者との間で締結されている守秘義務契約の写しの添付等

開示内容については、上記の開示目的に照らし、必要な範囲に限るもの
とします。

以 上

(様式9 - 2)

平成 年 月 日

主任検査官

殿

検査先名

代表者名

印

検査関係情報・検査結果通知 開示承諾申請書

平成 年 月 日付証監委第 号に基づく当社に対する臨店検査に関する検査関係情報・検査結果通知の内容について、下記のとおり開示したいので、承諾願います。

なお、「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査先の役職員等との間のやりとりの内容をいう。

記

- 1．開示の目的
- 2．開示方法
- 3．開示対象者
- 4．開示対象者による情報流出を防止する措置の内容
(注)例えば、開示対象者との間で締結されている守秘義務契約の写しの添付等

開示内容については、上記の開示目的に照らし、必要な範囲に限るものとします。

以 上